

(2) 農薬販売時の表示

1. 登録番号
2. 公定規格に適合する農薬については「公定規格」という文字
3. 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
4. 内容量
5. 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
6. 水質汚濁性農薬に該当する農薬にあっては「水質汚濁性農薬」という文字
7. 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
8. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
9. 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
10. 貯蔵上又は使用上の注意事項
11. 製造場の名称及び所在地
12. 最終有効年月

(3) 農薬の安全使用のための注意喚起マーク

農薬の容器には、その農薬を効果的に、かつ安全に使うための必要不可欠な事項と、特に注意しなければならないことについての注意喚起マークが表示されています。

注意・警告マーク 注意事項のタイトルの前に表示		【例】	
		効果・薬害等の注意	安全使用上の注意
行為の強制マーク（必ずすること）		行為の禁止マーク（してはいけないこと）	
マークの意味	マークと注意事項	マークの意味	マークと注意事項
マスク着用	散布時は、農薬用マスク（保護マスク）を着用する。	河川流出禁止（魚介類注意）	毒性・水産動物に強い影響あり。河川、湖沼、海域、養殖池に飛散・流入する恐れのある場所では使用しない。
メガネ着用	散布液調整時には、保護メガネを着用し、薬液が眼に入らぬよう注意する。	桑園付近使用禁止（カイコ注意）	蚕に長期間毒性があるので、付近に桑園がある場合は使用しない。
手袋着用	散布時は、不浸透性手袋を着用する。	かぶれる人使用禁止（カブレ注意）	かぶれやすい人は散布作業はしない。施用した作物などに触れない。
防除衣着用	散布時は、不浸透性防除衣を着用する。	蜂巣箱への散布禁止	ミツバチに対して毒性が強いため、ミツバチ及び巣箱に絶対にかからぬよう散布前に養蜂業者等と安全対策を十分協議する。
厳重保管	必ず農薬保管庫（箱）に入れ、カギをかけて保管する。	施設内使用禁止	ハウスや噴霧のこもりやすい場所では使わない。
その他行為の強制	このマークの後に意味する文字を記載する。	飲用禁止	飲めません。飲用禁止。 *飲料用包装と酷似する容器に記載する。

(4) 農薬の保管管理

「農薬の保管管理等の徹底について」（昭和62年6月10日付け農林水産省農蚕園芸局長通知）、毒物及び劇物取締法第22条第5項

- 農薬保管管理の徹底
農薬販売業者及びその他の農薬使用者は、盗難などの防止、又誤用を防ぐため、農薬を鍵のかかる場所に保管する。
- 毒物及び劇物に該当する農薬
保管する場所に「医薬用外」の文字及び毒物にあっては「毒物」、劇物にあっては「劇物」の文字を表示し、他の物と区分し、必ず施錠する。
- 盗難、紛失
万一、盗難、紛失事故が発生した場合は、ただちに警察に届ける。

(5) 農薬登録に係る基準

基準名	内 容
残留農薬基準	厚生労働大臣が食品衛生法第11条に基づいて設定する、食品中に残留する農薬の許容上限値を規制する基準のことです。基準の設定は農林水産省の農薬の登録同時に行われます。 残留農薬基準は、私たちが農産物等から摂取する農薬が一日摂取許容量（ADI）を超えることのないよう設定されています。
設定のための要素	1. 個々の農薬毎に定められる1日摂取許容量（ADI） 2. 1人1日当たり摂取する農産物の量（暴露量の評価） 厚生労働大臣が毎年実施する「国民栄養調査」から各食品の摂取量を算出します。
基準値設定までの手順	1. 作物残留試験等の結果及び国際基準、各国の残留農薬基準を参考に、各農作物に許容し得る残留農薬基準値（案）を作成します。 2. 各農産物に基準値（案）の上限まで農薬が残留していると仮定して、基準値（案）に各農産物の摂取量をかけあわせます。 3. これらを累積し、基準が適用される農産物の全てから摂取されるその農薬の合計摂取量を試算します。 4. この値が、1日摂取許容量（ADI）の80%を超えなければ、その基準値（案）を採用します。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">残留農薬基準設定の考え方</div> <p>一日摂取許容量 (mg/kg体重/日)</p> <p>↑</p> <p>積算して、総摂取量が安全レベル（ADIの80%）を超えない</p> <p>↓</p> <p>総摂取量 (mg)</p> <p> </p> <p>米からの摂取量 (基準値(ppm) × 米の摂取量 = 摂取量) mg/kg × kg = mg</p> <p>+</p> <p>小麦からの摂取量</p> <p>+</p> <p>大根からの摂取量</p> <p>+</p> <p>ミカンからの摂取量</p> <p>+</p> <p>その他の農作物からの摂取量</p>
登録保留基準	農薬を登録する際に、その可否を判断する基準です。農薬取締法第3条に基づき10項目が定められており、そのうち環境大臣が定める基準として作物残留性、土壌残留性、水産動植物への毒性、水質汚濁に係る登録保留基準の4種類があります。 1. 作物残留に係る農薬登録保留基準 食品衛生法で残留農薬基準が設定されていない農薬について、農産物中の残留農薬の許容量を定めた基準。 2. 土壌残留に係る農薬登録保留基準 使用した農薬が土壌に残留し、農作物を通して人や家畜に悪影響を及ぼさないよう定めた基準。使用した農薬の有効成分等が土壌中で半分以下になる期間（半減期）が1年を超えるものは、原則として農薬の登録が保留されます。 3. 水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準 水田で使われる農薬が、河川などに生息する魚介類などに被害を与えないよう定めた基準。コイの半数致死濃度が0.1ppm以下で、かつ毒性の消失日数が7日を超えるものは、原則として農薬の登録が保留されます。 4. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準 公共用水が農薬で汚染され、人や家畜に被害が生じないように定めた基準。水田水中における農薬有効成分等の150日間の平均濃度が、水質汚濁にかかわる基準の10倍を超えるものは、原則として農薬の登録が保留されます。